資料３

地方税法第３１４条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正

１　制度概要

指定ＮＰＯ法人制度は、ＮＰＯ法人への寄附を促すことによって、ＮＰＯ法人の活動を支援することを目的としています。

個人住民税所得割の納税義務者が都道府県、市町村の指定するＮＰＯ法人へ寄附を行った場合、地方税法に基づき、寄附金額の一部が寄附金税額控除の対象となります。

本市は３法人を指定し、標記条例で定めています。

２　改正要点

主たる事務所の所在地について、変更届出を提出した１法人に係る条例別表の改正を行いました。

３　主たる事務所の所在地を変更したＮＰＯ法人

法人名	特定非営利活動法人　フードバンク湘南
所在地	平塚市馬入本町１番１０号(変更前:平塚市御殿一丁目３３番３５号　亀井ハイツ)
主な事業	フードバンク活動、子ども食堂等の親子の支援など
移転年月日	令和８年４月１日（令和８年４月３日登記）
届出年月日	令和８年５月１２日（同日受付）

以　上